

雇児発 0407 第 2 号
平成 28 年 4 月 7 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について

平成 25 年 4 月に策定した「待機児童解消加速化プラン」については、女性の就業が更に進むことを念頭に、待機児童解消を確実なものとするため、保育の受け皿拡大量を 40 万人から 50 万人に上積みして、同プランに基づき保育の受け皿拡大を進めていただいているところである。

一方、子ども・子育て支援新制度が施行され、保育の申込者数が急増している中、待機児童数については 5 年ぶりに増加しており、待機児童解消までの緊急的な取組として、平成 28 年 3 月 28 日に「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」（以下「緊急対策」という。）を公表したところである。

今般取りまとめた緊急対策については、

- I 子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握と緊急対策体制の強化
- II 規制の弾力化・人材確保等
- III 受け皿確保のための施設整備促進
- IV 既存事業の拡充・強化
- V 企業主導型保育事業の積極的展開

の 5 本の柱を中心に、現在、保育所等に預けたくても保育の受け皿がなく入所できない等、やむを得ず待機児童となってしまった方々への緊急的な対策であり、保育の実施主体である市区町村と連携を密にして取り組みたいと考えていることから、今後の緊急対策の対応方針について下記のとおり通知する。

このため、貴職におかれては、緊急対策の重要性についてご了知の上、管内の市区町村長に対して速やかに周知いただくとともに、必要に応じて市区町村が積極的かつ早急に緊急対策を講じられるよう支援していただくなど、特段の配慮をお願いしたい。

なお、緊急対策による各自治体の取組の状況については、あらためて把握させていただくこととしているので、留意願いたい。

また、本通知の取扱いについて、待機児童の状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うこととする。

記

待機児童解消に向けて緊急に対応する取組（以下「緊急対策」という。）については、

- ・ 平成 27 年 4 月 1 日現在の待機児童数が 50 人以上いる 114 の自治体
- ・ 平成 27 年度の受け皿拡大に積極的に取り組んでいる（受け皿拡大量の計画が 150 人以上拡大している）196 の自治体

から重複を排除した別表の 227 の自治体を対象としているが、例えば就学前児童数に対して待機児童数の割合が高い自治体など、上記 227 以外の自治体であって、積極的に待機児童解消に向けて取り組むことを希望する自治体も対象としているので、当該対象自治体においては、緊急対策に掲げるメニュー等により、待機児童解消に向けて積極的に取り組んでいただきたい。

自ら緊急対策の取組を希望する自治体については、都道府県において管内市区町村の希望状況を取りまとめの上、平成 28 年 4 月 27 日（水）までに、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課予算係に登録を行うこと。

I 子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握の強化

1. 厚生労働大臣と市区町長との緊急対策会議等

国・市区町村が一体となって待機児童解消に向けた積極的な取組を推進するため、平成 28 年 4 月中に以下の会議を開催予定であり、今後、日程調整の上、開催案内等については追ってお示しする。

- ・ 厚生労働大臣と、平成 27 年 4 月 1 日現在の待機児童が 100 人以上いる市区町長との緊急対策会議
- ・ 待機児童対策緊急部局長会議

2. 自治体からの優良事例・課題・要望等の受付

平成 28 年 4 月 4 日時点で、41 市区町村から報告いただいている。他市区町村に参考となる事例については、改めて整理してフィードバックを行う予定である。

また、今後の待機児童対策を考える上で参考とさせていただくので、引き続き積極的な報告いただきたい。

3. 厚生労働省ホームページによる保育に関する国民からのご意見等の募集

平成 28 年 3 月 22 日から実施している、厚生労働省ホームページによる保育に関する国民からのご意見等の募集結果については、市区町村における施策展開にも活用いただけるよう、適時に途中経過の報告を行う予定である。

4. 「保活」の実態を調査

厚生労働省ホームページの特設ページにおいて、平成 28 年 4 月からの入所に向けて

いわゆる「保活」を行った保護者を対象に、4月上旬から調査を開始することとした。本調査については、6月頃を目途にとりまとめる予定であるが、4月中に中間報告としてとりまとめる予定である。

5. 保育コンシェルジュの設置促進

子ども・子育て支援交付金のメニューの1つである「利用者支援事業」を活用することにより、保育コンシェルジュの設置促進を図っていただきたい。

保育コンシェルジュの事業を実施するに当たっては、

- ・ 4月以降も継続した丁寧な相談を行い、多様なサービスにつなげること
- ・ 申請前段階からの相談支援や、夜間・休日などの時間外相談を実施するなど、利用者の視点に立った機能強化を推進すること
- ・ 小規模保育事業等の卒園児の、保育所、幼稚園、認定こども園への円滑な入所等のための利用調整を推進すること

に留意いただきたい。

なお、夜間・休日などの時間外相談については、子ども・子育て支援交付金上の基準額に、「夜間・休日加算」を新たに追加することとし、現行の基準額に（1か所当たり年額）1,873千円加算する予定である。

「基本型」

現行基準額 7,066千円 → 改正後基準額 8,939千円

「特定型」

現行基準額 2,722千円 → 改正後基準額 4,595千円

II 規制の弾力化・人材確保等

【受入れ強化】

1. 保育所等への臨時的な受入れの強化の推進

待機児童が多く見られる現状を考慮し、国の定める人員配置基準や面積基準を上回る基準を設定している市区町村においては、待機児童の状況を勘案しながら各自治体の判断に基づき、国の定める基準を上回る部分を活用して、各保育所等において一人でも多くの児童を受け入れていただけるよう、取り組んでいただきたい。

2. 自治体が独自に支援する保育サービスの支援

「認可化移行運営費支援事業」（子どものための教育・保育給付費補助金（内閣府予算））について、交付要綱及び実施要綱を改正することにより、従来からの補助事業に加え、新たに、認可化移行期限（5年間）を緩和し、認可保育所等への移行計画を作成した地方単独保育施設（地方自治体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において児童を保育している施設）への運営費の一部支援（地方単独補助事業に上乗せして児童1人当たり概ね月5,000円程度の運営費補助となる見込

み)を行い、結果として利用者の保育料軽減につなげるとともに、改修費の補助を行うこととする。

3. 認可基準を満たす施設の積極的認可

平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度の施行に併せ、改正後の児童福祉法においては、保育所等に関する認可の申請があった場合、当該地域で保育需要が充足されていない場合には、設置主体を問わず、審査基準に適合している者であれば認可するものとされており、都道府県及び市区町村においては、積極的かつ公平・公正な認可制度の運用に十分留意いただきたい。

特に、地域内に待機児童がおり、事業者の参入意欲があるにも関わらず、積極的に認可をしない運用を行っている自治体（例えば、以下のような事例）におかれては、その運用のあり方について見直しを検討し、意欲ある事業者の積極的な参入が図られるよう努めていただきたい。

＜是正を要する事例＞

- ・ 市区町村の整備計画を上回って保育ニーズが増大しているにも関わらず、既に定めた計画以上に認可をしない事例
- ・ 認可の条件として法人の実績や職員の経験年数等を必要以上に求め、新規参入を事実上困難にしている事例
- ・ 既存の保育所への強い配慮や将来の人口減を理由に認可に消極的な事例
- ・ 保育所等を認可する審議会を 4 月開所に向けた年度単位のみ運用とし、年度途中の認可が行われない事例

4. 小規模保育所等の卒園児の円滑移行

0～2 歳児を対象とする小規模保育事業等において、卒園児の 3 歳以降の入所が円滑にできるよう、市区町村は、連携施設の設定について積極的な関与等を行うよう努めていただきたい。

また、小規模保育事業等の卒園児が円滑に保育所、幼稚園、認定こども園に入所できるよう、市区町村が利用調整を行うに当たって配慮いただくとともに、年度途中であっても利用調整を積極的に行うなど、保護者の希望を可能な限り満たすよう配慮いただきたい。

さらに、こうした利用調整や連携施設の設定への努力にも関わらず、卒園児の入所先が決まらない場合においては、例外的に小規模保育事業等で 3 歳以降の継続入所を可能とする仕組みが講じられていることから、当該措置の活用も考慮いただきたい。その際、3 歳未満児の受け入れ枠が確保されるよう、人員配置基準や面積基準を満たす限りにおいて、定員超過の受け入れも積極的に活用いただきたい。具体的には、小規模保育事業（A 型、B 型）における定員は 19 人以下となっているが、定員弾力化により、22 人までの受け入れを可能とする予定である。（「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 27 年 3 月 31 日府政共生

第 350 号・26 文科初第 1464 号・雇児発 0331 第 9 号 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知。以下、「留意事項通知」という。）を改正予定。）

5. 幼稚園の預かり保育への支援強化等

幼稚園において、3 歳以降を中心とした保育ニーズに積極的に対応いただけるよう、「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」（子どものための教育・保育給付費補助金（内閣府予算））及び「一時預かり事業（幼稚園型）」（子ども・子育て支援交付金（内閣府予算））の交付要綱・実施要綱の改正を、内閣府及び文部科学省と連名通知で行う予定である。

6. 定員超過入所の柔軟な実施

対象自治体の保育所等において、連続する過去の 2 年度間常に利用定員を超えており、かつ各年度の年間平均在所率が 120% 以上である場合に、3 年目以降に公定価格が減額される取扱いについて、待機児童を巡る現状に鑑み、その期限延長（現時点では「連続する過去の 2 年度間」を「連続する過去の 5 年度間」とする方向で検討）を行う予定である。

また、この措置は、現在待機児童が必ずしも多くない地域においても、待機児童対策として効果を有するものであることに鑑み、地域を限定せず行う予定であり、市区町村においても、施設が柔軟に定員超過の取組が行えるよう配慮願いたい。（留意事項通知を改正予定。）

【人材確保】

7. 土曜日共同保育の実施可能であることの明確化

保育所等において土曜日の利用が少ない場合について、近隣の保育所等が連携し、1 か所の保育所等で共同保育することにより、保育士等の勤務環境改善等（土曜日の休暇が取得しやすくなる等）に資するため、このような措置が実施される場合に、公定価格の減額の必要がないことの明確化を図ることとする。（留意事項通知を改正予定。）

8. 保育人材の資質向上・キャリアアップのための研修の推進

今回の緊急対策で掲げている研修は、保育人材の資質向上や保育所等内におけるキャリアアップを促進することを目的としたものであり、保育人材の職場定着のためには重要であることから、各自治体においては、積極的に研修の実施に努めていただきたい。

＜資質向上やキャリアアップのための研修＞

- ・ 保育士養成校の学生が現場実習する際の指導者の資質向上を目的とした研修
- ・ 新任保育士が円滑に職場に定着し、就業継続していくことを目的とした研修
- ・ 保護者支援、保護者対応等、保育士にとって負荷の大きい業務について主任保育士等を対象とした研修

- ・ 保育所等の管理者を対象としたマネジメント等の研修

9. 保育士の業務負担軽減のためのICT化の推進

平成27年度補正予算において、「保育所等における業務効率化推進事業」として、保育所等におけるICT化の推進を図るため、1か所当たり1,000千円の補助メニューを創設している。これは、保育士の厳しい勤務環境の改善に資するため設けたものであることから、市区町村においては、この事業を積極的に実施いただきたい。

10. 保育補助者雇い上げ支援等の推進

保育士の業務負担軽減を図るため、平成27年度補正予算において、「保育士修学資金貸付等事業」に新たに保育補助者雇い上げ費用の貸付メニューを創設した。これは、保育補助者の雇い上げに必要な人件費（年額2,953千円）を保育事業者に貸付を行い、当該補助者が保育士資格を取得すれば貸付金の返済を免除する仕組みとなっている。

また、平成28年度当初予算では、「保育補助者雇上強化事業」として、短時間勤務の保育補助者の雇い上げのための補助（年額2,215千円）も創設した。

これらの事業は、保育士の厳しい勤務環境の改善に資するため設けたものであることから、各自治体におかれては、これらの事業を積極的に実施し、保育人材の職場定着、新たな人材の育成を推進していただきたい。

11. 短時間正社員制度の推進等

保育所等が短時間勤務の保育士を活用する場合は、当該保育士の就業の実態に応じ、いわゆる正社員と均衡のとれた待遇の確保を図ることに留意するとともに、育児や介護など様々な事情により時間に制約がある人材を確保・活用していく観点から、多様な働き方を可能とする短時間正社員制度の活用を推進するなど、短時間勤務の保育士の処遇改善を進めることが重要である。

このため、保育士が常勤であることを地方単独措置の条件とする等、短時間勤務の保育士の活用をしていない自治体におかれては、短時間正社員制度の活用等、短時間勤務の保育士の処遇の改善と、その活用を推進していただきたい。併せて、妊娠・出産を契機に離職することが多い保育士の仕事と子育ての両立を支援するため、育児休業取得の推進についても保育所等に対し働きかけを行っていただきたい。

12. 保育士の子どもの優先入所

保育士の復職支援のため、未就学児のいる保育士等の子どもを優先利用の対象とする取扱いを積極的に推進いただきたい。その際、市区町村の圏域を超えて就職する保育士等がいることにも配慮し、都道府県が広域調整の役割を果たすことについて配慮願いたい。

平成27年度補正予算において、「保育士修学資金貸付等事業」に新たに未就学児のいる保育士に対する保育料の一部を貸付けするメニューを創設した。この貸付けは、1月

当たり 27 千円を貸付け、貸付けを受けた保育士が保育所等に 2 年以上勤務すれば返済を免除するものであるが、保育士の子どもの優先入所の取扱いについても配慮いただくこととしているので、本事業を積極的に実施いただきたい。

13. 保育所等における保育士配置の弾力化の円滑かつ着実な実施

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成 28 年厚生労働省令第 22 号）が本年 4 月 1 日より施行されたことに伴い実施可能となる、保育所等における保育士配置の弾力化措置について、自治体及び保育所等にあっては積極的な活用を検討いただきたい。また、認定こども園についても、同様の措置が講じられているので、併せて活用を検討いただきたい。

III 受け皿確保のための施設整備促進

1. 施設整備費支援の拡充

① 資材費等の高騰などを踏まえた借地料への支援の強化

資材費等の高騰などを踏まえ、保育所等整備交付金の「土地借料加算」について、工事着工前の土地借料についても補助対象とするとともに、現行の基準額である 21,200 千円から 42,400 千円に引き上げることとするので、積極的に活用いただきたい。

また、定期借地権契約により土地を確保する場合については、「定期借地権設定のための一時金の加算支援（仮称）」を新たに設定し、必要となる権利金や前払地代などの一時金に対して、国税局長が定める路線価の 2 分の 1 相当額を補助することとするので、積極的に活用いただきたい。

② 小学校の空き教室等の活用

小学校の空き教室、公営住宅、公民館、公有地等地域の余裕スペースを活用した保育所等の整備を促進するため、保育所等整備交付金の「地域の余裕スペース活用促進加算」について、現行の基準額である標準 3,100 千円から 13,494 千円、都市部 3,400 千円から 14,844 千円に引き上げることとするので、積極的に活用いただきたい。

③ 公園などの都市施設等を活用した保育所等の設置促進

「地域の余裕スペース活用促進加算」については、公園などの都市施設を活用した場合も加算の対象となることを明示することとするので、積極的に活用いただきたい。

2. 改修費支援等の拡充

① 地域のインフラ（空き家、空き教室など）を活用した一時預かりの推進など

地域のインフラ（空き家、空き教室など）を活用して、緊急的に待機児童の一時預かりを実施するため、保育対策総合支援事業費補助金の「保育環境改善等事業」に、新たに一時預かり事業を実施するための改修費事業も補助対象とすることとし、1 施

設当たりの基準額を 32,000 千円とするので、積極的に活用いただきたい。

② 改修費支援の拡充

保育対策総合支援事業費補助金で実施している各種改修費等支援事業について、「保育所等改修費等支援事業（仮称）」に一本化するとともに、現行の基準額を以下のとおり引き上げることとする。なお、本事業においては、対象経費として賃料も含まれていることに留意いただき、積極的に活用いただきたい。

「賃貸物件による保育所改修費等支援事業」

現行基準額 27,000 千円 → 改正後基準額 32,000 千円

「小規模保育改修費等支援事業」

現行基準額 22,000 千円 → 改正後基準額 32,000 千円

「幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業」

現行基準額 22,000 千円 → 改正後基準額 32,000 千円

「認可化移行改修費等支援事業」

現行基準額 32,000 千円 → 改正後基準額 同 額

「家庭的保育改修費等支援事業」（保育所の場合）

現行基準額 22,000 千円 → 改正後基準額 32,000 千円

また、各種改修費等支援事業については、新たに事業を実施した場合に補助対象としているところであるが、定員拡大を図る場合や老朽化に伴い既存施設の改修が必要となることから、当該既存施設の改修においても補助対象とするので、積極的に活用いただきたい。

IV 既存事業の拡充・強化

1. 保育コンシェルジュの設置促進（再掲）

子ども・子育て支援交付金のメニューの1つである「利用者支援事業」を活用することにより、保育コンシェルジュの設置促進を図るための通知を発出することとする。

保育コンシェルジュの事業を実施するに当たっては、

- ・4月以降も継続した丁寧な相談を行い、多様なサービスにつなげること
- ・申請前段階からの相談支援や、夜間・休日などの時間外相談を実施するなど、利用者の視点に立った機能強化を推進すること
- ・小規模保育事業卒園児の、保育所、幼稚園、認定こども園への円滑な入所等のための利用調整を推進すること

に留意いただきたい。

なお、夜間・休日などの時間外相談については、子ども・子育て支援交付金上の基準額に、「夜間・休日加算」を新たに追加することとし、現行の基準額に（1か所当たり年額）1,873千円加算する予定である。

「基本型」

現行基準額 7,066 千円 → 改正後基準額 8,939 千円
「特定型」

現行基準額 2,722 千円 → 改正後基準額 4,595 千円

2. 緊急的な一時預かり事業等の活用

認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、企業主導型保育事業、地方単独保育施設等の整備が進み、保育所等への入所が決まるまでの間、待機児童を緊急的に預かるため、一時預かり事業（一般型、地域密着型、訪問型）を活用・拡充し、地域の余裕スペースなども活用しながら、定期利用による保育サービスの提供を推進することとする。補助単価の改善を図ることとするので、待機児童のいる市区町村においては、積極的活用を検討いただきたい。

一時預かり事業は、人員配置基準、面積基準が比較的柔軟な形で実施できることから、現在主な実施場所となっている保育所、認定こども園の他、幼稚園による積極的実施を働きかけるとともに、積極的に地域の余裕スペースの活用を検討し、本来の一時預かり事業の利用者（不定期利用の利用者）のニーズにもしっかりと対応できるよう、供給拡大を図ることに配慮いただきたい。

一時預かり事業（訪問型）は、本来、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合等に限られた利用が想定されているが、緊急的な待機児童対策として実施することに鑑み、一時預かり事業（一般型、地域密着型）による供給で満たしきれないニーズを満たすため、個々の利用ニーズを市区町村が判断し、期間を区切って実施することとする。

一時預かり事業を定期利用する場合には、保育料の額が過大となるおそれがあるため、国の補助単価を改善し、保育料負担に配慮する。

一般型、地域密着型による一時預かりについては、利用者負担割合について、現在事業費の概ね2分の1として単価設定しているものを、概ね3分の1として単価設定し直し、月額保育料水準が概ね5万円程度にとどまるよう、国の補助単価を現行の3分の4とする見直しを行う予定である。

訪問型についても、同様に国の補助単価を現行の3分の4とする見直しを行う予定である。

3. 広域的保育所等利用事業の促進

保育対策総合支援事業費補助金で実施している「広域的保育所等利用事業」について、実施要綱を改正することにより、市区町村の圏域を超えた利用が可能な旨を明記する。また、子ども送迎センターから公費補助（国庫補助、地方単独補助）を受けている保育施設や保育の必要性の認定を受けた子どもを受け入れる幼稚園への送迎、1か所の認可保育所等への送迎も補助対象とするなどの要件緩和を図ることとする。

4. 地域の中での円滑な整備促進

保育対策総合支援事業費補助金で実施している「民有地マッチング事業」を拡充し、保育所等の設置や増設に向けた地域住民との調整や、地域活動への参加など、保育所等の設置、運営の円滑化を推進するため、市区町村又は保育所等にコーディネーターを配置することを新たに支援する予定である。これにかかる実施要綱等については、別途示すこととしているので、市区町村におかれては留意いただくとともに、積極的に取り組んでいただきたい。

V 企業主導型保育事業の積極的展開

1. 企業主導型保育事業の積極的展開

平成 28 年 4 月に改正した子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）において、この 4 月から新たに創設された企業主導型保育事業（事業所内保育を主軸とした新規の保育事業）について、

- ・ 多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援するための仕組みであること
- ・ 市区町村による計画的整備とは別枠で整備可能であり、設置の際や利用の際に市区町村の関与を必要としないこと
- ・ 地域枠も自由に設定できること
- ・ 認可の小規模保育事業等に準じる運営費や施設整備費の支援が行われること

などの特色やメリット等を企業等により理解いただき、積極的な展開を図るため、各自治体に所在する企業や地域の経済団体、大学等へ積極的に周知・働きかけを行っていただきたい。

なお、企業主導型保育事業に係る詳細等については、通知等によりあらためてお示しする。

2. マッチング機能の強化

企業主導型保育事業における企業間及び企業と保育事業者間のマッチング機能を強化するためのコーディネーターを配置することとしているので、各自治体におかれては、必要に応じ協力願いたい。

3. あわせて事業所内保育所の空き定員も有効活用

上記 1 及び 2 の取組と併せて、既存の事業所内保育所の空き定員を活用し、積極的展開を図るため、各自治体に所在する企業や地域の経済団体、大学等へ積極的に周知・働きかけを行っていただきたい。

4. 企業主導型保育事業のための保育人材確保

企業主導型保育事業において必要となる保育人材について、当該事業の中でも子育て支援員研修などを実施していく予定であるので、各自治体におかれては、研修を修了した子育て支援員の登録等、連携協力を願いたい。

VI その他の取組

1. 保育所入所不承諾通知書の名称・様式の改定

「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について」（平成9年児発第596号厚生省児童家庭局長通知）において示している「保育所入所不承諾通知書」については、保育サービスを希望する保護者の個別ニーズや状況にあった利用調整の一環として行うものであることを踏まえ、その名称や様式を速やかに改定する予定である。各市区町村においても、通知書送付の際に併せて様々な措置や支援について情報提供するとともに、引き続き利用者支援事業などを通じたきめ細かな支援に努めていただきたい。

○今回の緊急対策の対象となる自治体

	都道府県	自治体名
1	北海道	札幌市
2	北海道	旭川市
3	北海道	室蘭市
4	青森県	青森市
5	宮城県	仙台市
6	宮城県	富谷町
7	宮城県	石巻市
8	宮城県	大崎市
9	宮城県	登米市
10	山形県	新庄市
11	福島県	郡山市
12	福島県	いわき市
13	福島県	福島市
14	福島県	会津坂下町
15	福島県	猪苗代町
16	福島県	伊達市
17	茨城県	水戸市
18	茨城県	筑西市
19	茨城県	北茨城市
20	茨城県	石岡市
21	茨城県	つくば市
22	茨城県	神栖市
23	茨城県	つくばみらい市
24	茨城県	古河市
25	茨城県	取手市
26	栃木県	宇都宮市
27	栃木県	鹿沼市
28	栃木県	小山市
29	栃木県	栃木市
30	栃木県	真岡市
31	群馬県	高崎市
32	埼玉県	さいたま市
33	埼玉県	川越市
34	埼玉県	越谷市
35	埼玉県	川口市
36	埼玉県	草加市
37	埼玉県	三郷市
38	埼玉県	和光市
39	埼玉県	新座市
40	埼玉県	志木市
41	埼玉県	戸田市
42	埼玉県	吉川市
43	埼玉県	上尾市
44	埼玉県	ふじみ野市
45	埼玉県	加須市
46	千葉県	千葉市
47	千葉県	船橋市
48	千葉県	市川市
49	千葉県	柏市
50	千葉県	市原市
51	千葉県	四街道市
52	千葉県	木更津市

53	千葉県	成田市
54	千葉県	流山市
55	千葉県	松戸市
56	千葉県	習志野市
57	千葉県	浦安市
58	千葉県	我孫子市
59	千葉県	印西市
60	千葉県	鴨川市
61	東京都	世田谷区
62	東京都	板橋区
63	東京都	江戸川区
64	東京都	足立区
65	東京都	目黒区
66	東京都	渋谷区
67	東京都	葛飾区
68	東京都	品川区
69	東京都	豊島区
70	東京都	練馬区
71	東京都	中野区
72	東京都	台東区
73	東京都	新宿区
74	東京都	江東区
75	東京都	北区
76	東京都	大田区
77	東京都	中央区
78	東京都	墨田区
79	東京都	文京区
80	東京都	荒川区
81	東京都	杉並区
82	東京都	港区
83	東京都	千代田区
84	東京都	八王子市
85	東京都	府中市
86	東京都	調布市
87	東京都	三鷹市
88	東京都	立川市
89	東京都	小平市
90	東京都	狛江市
91	東京都	小金井市
92	東京都	日野市
93	東京都	町田市
94	東京都	西東京市
95	東京都	武蔵野市
96	東京都	国立市
97	東京都	国分寺市
98	東京都	東久留米市
99	東京都	昭島市
100	神奈川県	横浜市
101	神奈川県	川崎市
102	神奈川県	相模原市
103	神奈川県	藤沢市
104	神奈川県	横須賀市
105	神奈川県	茅ヶ崎市
106	神奈川県	秦野市
107	神奈川県	鎌倉市
108	神奈川県	海老名市
109	神奈川県	伊勢原市
110	新潟県	新潟市
111	新潟県	長岡市

112	新潟県	新発田市
113	富山県	富山市
114	富山県	砺波市
115	石川県	金沢市
116	福井県	福井市
117	福井県	坂井市
118	山梨県	甲斐市
119	静岡県	静岡市
120	静岡県	浜松市
121	静岡県	掛川市
122	静岡県	藤枝市
123	静岡県	富士宮市
124	静岡県	磐田市
125	愛知県	名古屋市
126	愛知県	岡崎市
127	愛知県	豊田市
128	愛知県	刈谷市
129	愛知県	安城市
130	愛知県	田原市
131	愛知県	清須市
132	三重県	四日市市
133	三重県	津市
134	滋賀県	大津市
135	滋賀県	長浜市
136	滋賀県	彦根市
137	滋賀県	草津市
138	京都府	京都市
139	大阪府	大阪市
140	大阪府	堺市
141	大阪府	東大阪市
142	大阪府	吹田市
143	大阪府	枚方市
144	大阪府	高槻市
145	大阪府	高石市
146	大阪府	豊中市
147	大阪府	茨木市
148	大阪府	岸和田市
149	大阪府	守口市
150	大阪府	八尾市
151	大阪府	大東市
152	兵庫県	神戸市
153	兵庫県	西宮市
154	兵庫県	姫路市
155	兵庫県	尼崎市
156	兵庫県	加古川市
157	兵庫県	明石市
158	兵庫県	伊丹市
159	兵庫県	川西市
160	兵庫県	芦屋市
161	兵庫県	宝塚市
162	兵庫県	三木市
163	奈良県	奈良市
164	奈良県	橿原市
165	奈良県	生駒市
166	奈良県	天理市
167	和歌山県	岩出市
168	岡山県	岡山市
169	岡山県	倉敷市
170	岡山県	総社市

171	広島県	広島市
172	広島県	廿日市市
173	広島県	東広島市
174	広島県	福山市
175	広島県	呉市
176	広島県	三原市
177	山口県	下関市
178	山口県	山口市
179	山口県	防府市
180	徳島県	徳島市
181	香川県	高松市
182	愛媛県	松山市
183	高知県	高知市
184	高知県	香南市
185	福岡県	福岡市
186	福岡県	北九州市
187	福岡県	久留米市
188	福岡県	須恵町
189	福岡県	春日市
190	福岡県	那珂川町
191	福岡県	筑紫野市
192	福岡県	太宰府市
193	福岡県	古賀市
194	佐賀県	佐賀市
195	佐賀県	唐津市
196	佐賀県	小城市
197	長崎県	長崎市
198	熊本県	熊本市
199	熊本県	菊陽町
200	熊本県	益城町
201	熊本県	宇城市
202	大分県	大分市
203	大分県	中津市
204	宮崎県	宮崎市
205	宮崎県	都城市
206	鹿児島県	鹿児島市
207	鹿児島県	出水市
208	鹿児島県	霧島市
209	鹿児島県	鹿屋市
210	沖縄県	那覇市
211	沖縄県	中城村
212	沖縄県	宜野湾市
213	沖縄県	沖繩市
214	沖縄県	石垣市
215	沖縄県	浦添市
216	沖縄県	糸満市
217	沖縄県	南風原町
218	沖縄県	うるま市
219	沖縄県	南城市
220	沖縄県	西原町
221	沖縄県	読谷村
222	沖縄県	嘉手納町
223	沖縄県	北谷町
224	沖縄県	宮古島市
225	沖縄県	豊見城市
226	沖縄県	八重瀬町
227	沖縄県	名護市